

## 第2章

# 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

DVの防止の観点から、あらゆる人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが求められています。

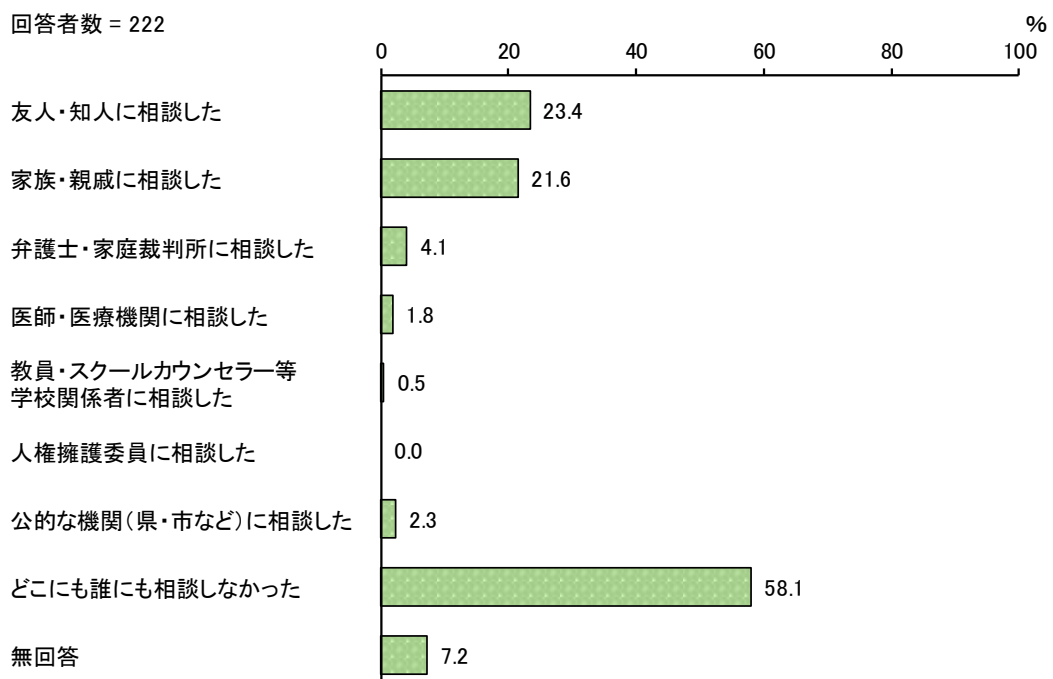
市民意識調査結果では、配偶者・恋人から暴力を受けた人が1割程います。また、配偶者等から暴力を受けたことがある人のうち、「どこにも誰にも相談しなかった」の割合が約6割と最も高く、その理由として「相談するほどのことではなかった」「自分にも悪いところがあった」「自分さえ我慢すれば何とかやっていけると思った」などの意見が挙がっています。

そのため、配偶者等に対して暴力を振るうことが、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、市民に広く周知されることが必要です。

また、「甲府市女性総合相談室」を市民に広く知ってもらうため、DVの相談窓口の周知を図るとともに、保健・医療機関や学校、保育園、地域団体など関係機関と情報共有し、潜在化しがちな被害者が相談しやすい環境をつくることが重要です。

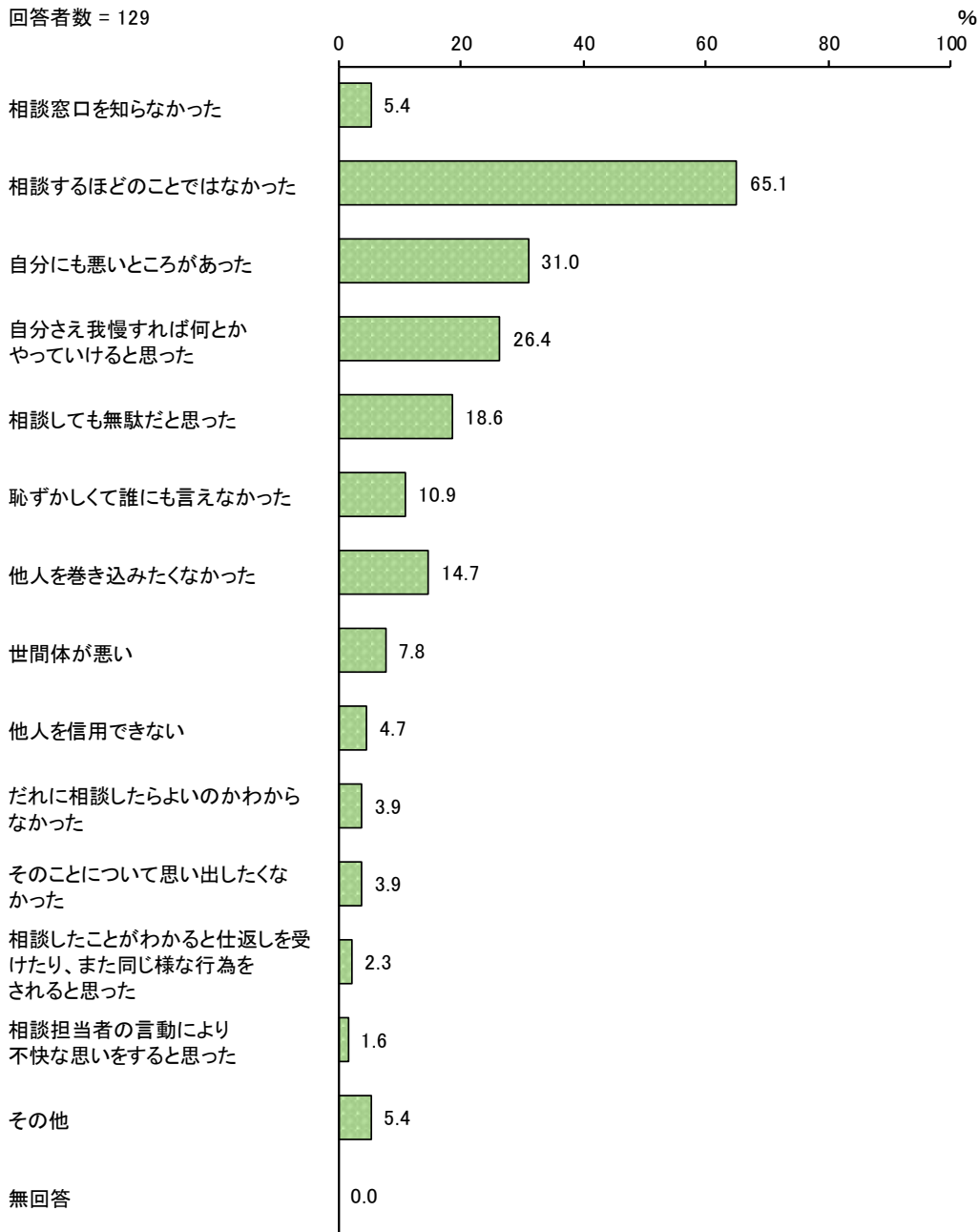
さらに、人権教育、ジェンダー平等教育または人間関係についての教育を推進し、若年層に対しては、交際相手からの暴力（デートDV）について積極的に情報を提供するとともに、未然の防止のための知識の習得が必要です。

[ DVを受けた際の相談先について（R4市民意識調査） ]

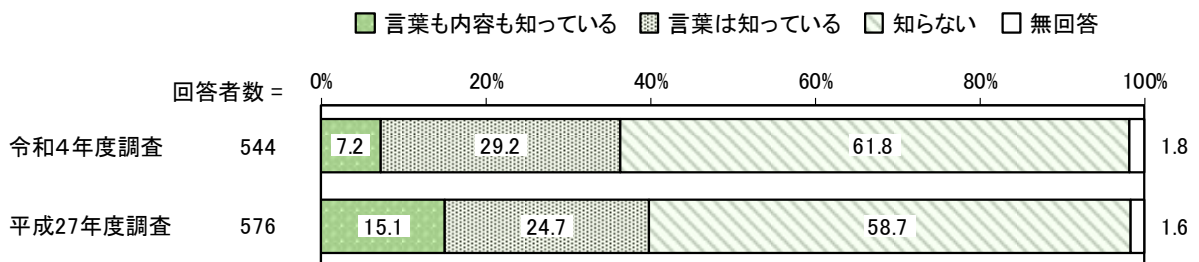


[ DVを受けた際相談しなかった理由 (R4 市民意識調査) ]

回答者数 = 129



[ 「甲府市女性総合相談室」の認知度 (市民意識調査) ]



## 1 普及啓発の推進

### ① 広報活動の充実

DV の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、今日に至るまでの社会的・構造的問題があり、これらは簡単に解消できるものではありません。DV は犯罪をも伴う行為であり、社会的な人権問題であることを広く認識してもらうため、関係機関と連携を図りながら、様々な広報媒体を活用して、啓発活動を行います。また、児童虐待における関係機関との一体的な広報の実施等により、児童虐待とDVとの関連性についても周知していきます。

このほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11月12日から11月25日）に合わせ、市民への、女性の人権を尊重する意識を啓発する活動を行います。

- ・ ホームページ等の電子媒体による広報 (人権男女参画課)
- ・ 広報誌への掲載及び、リーフレット等の作成・配布 (人権男女参画課)
- ・ DV 防止啓発パネル展の開催 (人権男女参画課)

### ② 研修会・講演会等の開催

暴力を防止するためには、社会全体で取り組む必要があることから、人権尊重の意識や、ジェンダー平等の理念に基づいた意識の醸成を図るため、DV・デートDVについて正しく理解する機会の提供を積極的に行います。甲府市男女共同参画推進委員会と連携し、DVに関する市民向け研修やセミナーを開催するほか、県や「山梨県立男女共同参画推進センター」が開催する研修会、講演会に幅広い市民の参画を呼びかけるとともに、甲府市男女共同参画推進委員等を対象に学習会を開催し、啓発活動を推進します。

- ・ DVに関する市民向け研修・セミナーの開催 (人権男女参画課)

## 2 通報や相談窓口に関する情報提供

### ① 相談窓口の周知

DV 被害者が早い段階で相談できるよう、相談窓口等へリーフレットや相談機関を掲載したカードを設置するとともに、様々な媒体を活用し、広く周知を図ります。

- ・ リーフレット・カードの配布及び各施設等への設置 (人権男女参画課)
- ・ ホームページやSNSを活用した広報 (人権男女参画課)

## ② 関係機関等からの発見・通報の協力促進

被害者と接する機会の多い福祉事務所や医療機関等の職員に対し、「DV 防止法」の趣旨に沿った通報等に関する協力促進を図ります。また、希望する相談者への同行支援などが行われるよう、関係機関等と連携の推進を図ります。

- ・「DV 防止法」の通報等に関する協力依頼の実施 (人権男女参画課)
- ・関係機関等との連携の推進 (人権男女参画課)

## 3 若年層への教育の充実

### ① 教育・学習の充実による未然防止対策

デート DV は、身体や精神に深刻な影響を与え、その行為は、将来にわたる暴力へとつながる可能性もあるため、犯罪等の予防のためにも、若年層に対する人権尊重の意識を高めるための教育を充実します。

さらに、教員・看護師・保育士等を目指す学生への普及啓発、職務に向けた知識習得につなげ、暴力の未然防止を推進します。

- ・児童生徒の「思い遣る心」を育成する教育、学習の推進 (学校教育課)
- ・若年層への DV・デート DV 等をテーマとした学習機会の提供 **レガシー**  
(人権男女参画課)
- ・甲府市女性活躍支援サイト「なでしこ plus」等での DV・デート DV に関する情報提供の充実 (人権男女参画課)

### ② 家庭・地域における人権意識の醸成

人権尊重の意識の醸成のためには、家庭や地域等それぞれにきめ細かい人権教育を行うことが重要であることから、各種パンフレットの作成・配布やホームページ等の情報発信を通じて、家庭や地域におけるジェンダー平等の理念に基づいた、人権意識の醸成を図ります。

- ・甲府市女性活躍支援サイト「なでしこ plus」等での情報提供 (人権男女参画課)
- ・男女共同参画に関するパネル展の開催 (人権男女参画課)

## 基本目標Ⅱ 被害者への相談支援の充実及び安全の確保

DV の増加・深刻化が懸念されている中で、「甲府市女性総合相談室」の相談件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑になっています。

DV 被害者の多くは女性であることから、DV をはじめとする女性に関する身近な相談を受け付け、被害者の早期発見につながるよう努めています。しかし、DV や交際相手からの暴力の被害者は女性だけではなく、男性は女性より相談に結び付きにくいことから、男性被害者及び性的マイノリティの方が相談できるように周知することも必要です。

また、被害者が外国人・高齢者・障がい者等であることによって、相談や支援を受けにくいことがないように、それぞれの被害者の立場に立った配慮が必要です。

市民意識調査結果では、DV 等を防止するために必要な対策について「被害者とその子どもが緊急時に安全に過ごせる避難場所（シェルター）」が挙がっており、被害者の安心・安全のため、一時避難所の確保や、各相談窓口で相談内容の情報共有・連携方法についての検討を進め、相談者の負担軽減及び相談による二次被害の防止が図れるように相談体制の充実が必要です。

### 4 相談支援の充実

#### ① 甲府市女性総合相談窓口（DV相談）の充実

関係機関と連携した相談支援、トラブル解決のために法的な対応の必要性がある場合には「法テラス」（日本司法支援センター）を紹介するなど、被害者のニーズに応じた相談支援の充実を図ります。

また、PTSD（心的外傷後ストレス障害）など精神的に不安定な状態にある被害者に対するカウンセリングを実施します。

このほか、女性に限らず、男性や性的マイノリティの方を含め、誰でも相談がしやすい相談窓口を目指します。

- ・「甲府市女性総合相談室」の対応の充実 (人権男女参画課)
- ・被害者のニーズに応じた相談支援の充実 (人権男女参画課)

#### ② 外国人・高齢者・障がい者等への配慮

被害者が外国人・高齢者・障がい者等であることによって、支援を受けにくくならないよう、関係部署と連携し、それぞれの被害者の立場に立った支援につながるよう努めます。

- ・外国人・高齢者・障がい者等の立場に立った相談の実施 (人権男女参画課)

## 5 被害者の安全の確保

### ① 緊急時における安全確保体制の整備

「山梨県女性相談所」や「警察」と連携して、被害者が一時保護されるまでの間、緊急時の安全確保に努めます。また、被害者が高齢者や障がい者である場合や同伴家族が中学生以上の男性である場合など、「山梨県女性相談所」で一時保護できないケースにおいては関係部署と連携して対応します。

- ・同行支援の充実 (人権男女参画課)
- ・高齢者に対する各施設への連絡調整 (福祉保健部 総務課)
- ・障がい者に対する各施設への連絡調整 (障がい福祉課)

### ② 被害者の情報管理の徹底

加害者からの追跡等に対して、被害者やその家族の安全を確保するため、情報の制限など、被害者へ必要な対応策を提示するとともに、関係機関が連携して、被害者の情報の取り扱いについて厳重な管理を徹底します。

- ・住民基本台帳及び課税台帳の閲覧等の制限 (市民課、市民税課、資産税課)
- ・マイナンバー制度における被害者支援の周知及び情報管理 (市民課、人権男女参画課)
- ・「福祉事務所」、「山梨県配偶者暴力相談支援センター」、「警察」、学校、幼稚園、保育園等、関係機関と連携した情報管理 (関係課)
- ・マニュアル、事例集の作成 (人権男女参画課、関係課)

### ③ 保護命令申立てに係る支援

保護命令制度の内容や手続等について、被害者に情報提供するとともに、保護命令申立てに係る助言を行います。また、「山梨県配偶者暴力相談支援センター」、「警察」、「地方裁判所」等、関係機関と連携した支援を行います。

さらに、最近では加害者からの追跡が巧妙化してきており、特に子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、学校、幼稚園、保育園等、関係機関においても、適切な対応を求められるため、被害者にも保護命令制度を十分に理解してもらうよう努めるとともに、安全のため必ず学校、幼稚園、保育園等に連絡するよう助言します。

- ・保護命令申立てに係る助言 (人権男女参画課)
- ・「山梨県配偶者暴力相談支援センター」、「警察」、「地方裁判所」等と連携した支援 (人権男女参画課)



#### ④ 二次被害の防止

市の職員は職務上被害者と接する機会が多いため、DV に関する理解、被害者の個人情報の保護への配慮などについて研修を行い、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次被害）が生じることのないよう配慮します。

また、DV 相談等の対応に関わる職員に対する研修の実施、相談のマニュアル等の作成など、二次被害の防止に必要な情報の提供等に努めます。

- 二次被害の防止に必要な情報の提供等の充実 (人権男女参画課)
- 二次被害防止に関するマニュアルの作成と研修の実施 (人権男女参画課)

## 基本目標Ⅲ 被害者の自立支援の充実

被害者支援にあたっては、被害者の居所をはじめとした各種情報の管理徹底、心のケア、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学、自立支援のための各種行政手続きに係る証明書の発行など、精神的な支援を含めた被害者の生活再建及び経済的支援を両輪に、切れ目のない支援を進めていくことが必要です。

また、ひとり親家庭向けの就業・就学のための給付金などの支援制度が、必要な人に十分周知されていない現状もうかがえます。被害者の保護・自立に向けて、各種制度の情報提供や利用についてのサポートを行うとともに、住居確保や司法的な解決に向けた支援、経済的自立や心の回復に向けた支援等を行っていくことが必要です。

### 6 住宅の確保に向けた支援

#### ① 母子生活支援施設等への入所

被害者が自立をするため、関係機関と連携し、長期にわたる切れ目のない支援を行う必要があります。そのため、一時保護所を退所した後、安定した生活基盤を築くための支援や、安心して社会生活を営むための支援が引き続き必要な場合には、母子生活支援施設等への入所措置を行います。

- ・母子生活支援施設等への入所措置 (子育て支援課)

#### ② 住宅に係る給付金制度

被害者が、就労能力及び就職の意欲があり、離職後2年以内の場合において住居を喪失する恐れがある方に対して支援を行います。

- ・甲府市生活困窮者住居確保給付金事業 (生活福祉課)

#### ③ 市営住宅入居の優先措置

DV 被害者の居住の安定を図り、自立を支援するため、市営住宅入居に係る優先措置を行います。

- ・市営住宅入居に係る優先措置 (住宅課)

### 7 就業に向けた支援

#### ① 就業のための情報提供

被害者が経済的に安定した社会生活を営むことができるよう、ハローワーク等と連携を図り、窓口での情報提供を行い、就業等に向けた支援を行います。

- ・ワークプラザ甲府等就業のための情報提供 (子育て支援課・雇用創生課)



## ② 就業のための支援

雇用の安定や就業の促進を図るため、自立支援プログラムの策定や、ハローワークとの連携による就労の支援、また、必要に応じて、ひとり親就業支援給付金等による支援を行います。

- ・ひとり親就業支援給付金支給事業 (子育て支援課)
- ・ひとり親資格取得就学奨励金支給事業 (子育て支援課)
- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 (子育て支援課)

## 8 経済的支援等の生活支援

### ① 福祉制度等の活用による生活支援

被害者の具体的な状況に配慮しながら、寄り添う視点を持って、自立相談支援や生活保護、児童扶養手当など、各種制度を活用して被害者の経済的支援を行います。

- ・自立相談支援事業 (生活福祉課)
- ・生活保護の相談及び適用 (生活福祉課)
- ・児童扶養手当の支給 (子育て支援課)
- ・児童手当受給者の変更 (子育て支援課)
- ・ひとり親家庭等医療費助成 (子育て支援課)
- ・すこやか子育て医療費助成の保護者の変更 (子育て支援課)

### ② その他の生活支援

子どもの就学や保育についての変更手続き、健康維持のための予防接種や健康診断への受診促進など、生活を支援する様々な取組を行います。

- ・子どもの就学や保育についての変更手続き等 (学事課、子ども保育課)
- ・保育料算定における世帯状況の考慮 (子ども保育課)
- ・健康維持のための予防接種や乳幼児健診の推奨 (母子保健課、医務感染症課)
- ・スクールカウンセラー等により、DV による被害を受けた児童生徒の心のケアを実施し、安心して学習できる環境を整備 (学校教育課)
- ・ファミリー・サポート・センター事業 (子育て支援課)

## 基本目標Ⅳ 職務関係者の資質向上

相談の内容は複雑多岐にわたり、その対応も一様ではありません。被害者が安心して相談し、適切な支援を受けるためには、被害者の相談や保護、支援などに関わる職員や相談員といった職務関係者は、それぞれの被害者の立場を理解するとともに、専門性の向上を図り、被害者の立場に立った対応に努める必要があります。

職務関係者が被害者の立場に配慮して職務を行うとともに、二次被害を防止するためには、DVの特性について理解を深めるための、研修機会等の充実が必要です。

また、DVに関する相談は、職務の特性上、職務遂行の過程で心身の健康が損なわれることがあるため、相談員等への心のケアなども重要です。

### 9 相談員等の資質向上及び研修の充実

#### ① 相談員への研修の実施

「甲府市女性総合相談室」において、定期的に会議を実施して、具体的な相談内容についての情報共有を行うとともに、各種研修会等への参加を通じて、相談員の知識や技術等の向上を図ります。また、相談員自身が、バーンアウト等二次受傷により心身の健康を損ねることがないように、豊富な経験を有する相談員による研修を行います。

- ・「甲府市女性総合相談室」の定期的な会議の実施 (人権男女参画課)
- ・各種研修等への参加 (人権男女参画課)

#### ② 相談・保護等に関わる職務関係者への研修等の実施

被害者が、相談や保護、支援などに関わる職員等の不適切な対応により二次被害を受けることのないよう、DVの相談・保護等に関わる職務関係者に対して、DVの特性の理解や、被害者の秘密保持、被害者の安全への配慮などについての研修等を実施します。

- ・職務関係者への研修等の実施 (人権男女参画課)

## 基本目標Ⅴ 関係機関との連携の強化

被害者が保護され、適切な支援を受け、自立して社会生活を営んでいくためには、「甲府市女性総合相談室」、「福祉事務所」、「児童相談所」、「女性相談所」、「警察」、「法務局」、「法テラス」、「弁護士会」、母子生活支援施設などの社会福祉施設、医療機関、民間団体等が共通認識を持ち、日々の相談や保護、自立支援等で緊密に連携し、効果的な施策を実施していくことが必要です。

また、DV防止及び被害者の保護に資するため、先進事例や各種の調査結果等を施策の推進に極力反映させるとともに、支援に関し被害者から苦情の申出があった際は、適切かつ迅速に対応していくことも求められます。

そのため、被害者の発見・相談・保護・自立等のそれぞれの段階で、切れ目のない支援を行うため、関係機関や地域団体、庁内の関係課等との連携・協力体制を強化していくことが重要です。

### 10 関係機関との連携強化

#### ① 関係機関との連携によるDV防止の啓発や被害者支援等の実施

山梨県が開催するDVに関係する会議等への参加を通じ、被害者の早期発見や自立支援に向けて、実効性のある機動的な連携・協力体制を構築し、円滑かつ被害者のニーズに応じた適切な支援が提供できるよう関係機関との連携を深めます。

また、今後の生活への不安や精神的な不調を抱え、様々な手続を行う被害者の負担を軽減するため、適切な機関の紹介を行うとともに、必要に応じて一定の場所へ関係部局の職員が出向くよう調整する等、円滑な支援を推進します。

- ・事例検討会等への参加 (人権男女参画課)

#### ② 庁内連携の強化

相談及び被害者支援の内容は多岐にわたることから、そのケースに応じた適切な判断や支援のため、庁内のDV対策会議の設立を検討します。また、被害者の保護に係る職員の職務執行に関して苦情の申し出を受けたときには、適切かつ迅速な処理を行います。

- ・庁内のDV対策会議設立の検討 (人権男女参画課・関係課)
- ・各種手続きの円滑化の推進 (関係課)
- ・被害者からの苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備 (人権男女参画課)